

各種相談・教室 (1月)

◎のびのび親子教室 ※申し込みが必要です
 内容：お子さんの発達について心配をもつ親子が、遊びをとおしてコミュニケーションや関わりを学ぶ教室 ※託児ができます
 対象：2歳～3歳くらいの子どもと保護者
 1月20日(火) 10:30～11:30 高梁保健センター

◎親子で遊べる教室
 内容：親子体操、親子遊び
親子体操教室 ※初回は申し込みが必要です
 対象：おおむね2歳～就学前の幼児
 1月13日(火) 14:30～15:10 高梁保健センター
ちびっこ広場
 対象：おおむね1歳～就学前の幼児
 1月15日(木) 10:00～11:30 成羽健康管理センター

◎育児相談
 内容：身体測定、個別相談
 持参品：母子健康手帳
 対象：0歳～就学前の幼児
 1月9日(金) 10:00～11:00(受付) 有漢保健センター
 1月15日(木) 10:00～10:30(受付) 成羽健康管理センター

◎ひよこ園 (療育指導)
 場所：高梁保健センター (和室)
 1月8日(木) 10:30～16:00
 1月22日(木) 10:30～16:00
 ■問い合わせ・申し込み
 健康づくり課母子保健係 ☎21-0228、各地域局

◎母子相談
 月・火・木・金 9:00～16:00 子ども課相談室
 ■問い合わせ 子ども課子ども支援係 ☎21-0288

◎家庭児童相談
 月・火・水・金 9:00～16:00 子ども課相談室
 ■問い合わせ 子ども課子ども支援係 ☎21-0288

◎教育相談
 月～金 9:00～17:00 教育委員会相談室
 ■問い合わせ・電話相談 専用電話 ☎22-7867



◎子どもの心とからだの総合相談 (要予約)
 1月15日(木) 13:00～15:00(受付) 備北保健所
 ■問い合わせ・予約先 備北保健所備北保健課 ☎21-2835

◎思春期 (ひきこもり) 相談 (要予約)
 1月22日(木) 9:30～11:30 備北保健所
 ■問い合わせ・予約先 備北保健所備北保健課 ☎21-2836

お知らせ 小児救急医療電話相談

子どもの夜間の急な発熱やけいれんなど、具合が悪くなった時の保護者の不安や、症状への対応方法などについて、当番小児科医、看護師が電話でご相談に応じ、医療機関への受診について適切な助言をします。

◆相談日時 【土・日曜日、祝日、年末年始】
 午後6時～翌朝8時
 【平日の月～金曜日】
 午後7時～翌朝8時
 ◆電話番号 ☎#8000、または ☎086-272-9939
 ■問い合わせ 岡山県医療推進課 ☎086-226-7403

ゆう・ゆうひろば (12月)

場所：子育て支援センター (順正高等看護福祉専門学校2号棟)

◎オープンスペース 10:00～11:30

月日	あそび内容
1月2日(金)	※年始休館
1月9日(金)	お正月遊びをしよう
1月16日(金)	おしゃべりほっとたいむ
1月23日(金)	赤ちゃんタイム
1月30日(金)	鬼の面を作って 鬼は外

◎さてらいとひろば“ゆうゆう”
 1月15日(木) 10:00～11:30 川上地域局
 1月28日(木) 10:00～11:30 文化交流館

◎サロン 月～金曜日 (祝日を除く) 10:00～16:00

◎家庭相談日 1月15日(木)、1月22日(木)
 ※保育士への相談やファミリーサポート事業の申し込み等は、午前8時30分～午後5時15分まで受け付けています。
 ■問い合わせ 子育て支援センター ☎22-2450
 子ども課子ども支援係 ☎21-0288

お知らせ 安心して子どもを産むために～「ママ・サポート119」(妊婦事前登録制度)がスタート～

産科医療機関への救急搬送をスムーズに行うための妊婦事前登録による「ママ・サポート119」をスタートします。緊急時に市外の産科医療機関にかかる妊婦さんの安心・安全なお産をサポートします。



【ママ・サポート119】とは・・・?

- ①陣痛や破水など出産の兆候がある
- ②腹部の痛みや出血がある
- ③腹部に強い張りを感じる

などの症状があり、自家用車などの搬送手段がない場合に救急車で産科医療機関へ救急搬送する制度です。

◆登録手続き

- ①健康づくり課 (または各地域局) で母子健康手帳交付時に「ママ・サポート119」をお知らせします。
- ②妊婦さんの希望により、妊婦事前登録者届出書を健康づくり課へ提出してください。
 ※妊婦事前登録者届出書は、市ホームページからもダウンロードできます。
- ③登録された妊婦さんは、登録内容に変更があった場合には健康づくり課へ連絡してください。

◆救急搬送開始日

平成27年1月1日(木)

■問い合わせ 健康づくり課母子保健係 ☎21-0228

お知らせ 12月1日から「児童扶養手当法」の一部が改正されました

公的年金(遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など)を受給する人は、児童扶養手当を受給できませんでしたが、児童扶養手当法の改正により、12月1日以降は、年金額が児童扶養手当額より低い人は、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになりました。

※児童扶養手当とは…離婚等によるひとり親家庭などの生活の安定・自立促進に寄与することにより、その家庭において養育されている子どもの福祉増進のために支給される手当です。
【参考】児童扶養手当の月額 (平成26年4月～)
 ・子ども1人の場合…全部支給：41,020円、一部支給：41,010円～9,680円 (所得に応じて)
 ・子ども2人以上の加算額…2人目：5,000円、3人目以降1人につき：3,000円

◆今回の改正により新たに手当を受け取れる場合

- ・お子さんを養育している祖父母等が、低額の老齢年金を受給している場合
- ・父子家庭で、お子さんが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合
- ・母子家庭で、離婚後に父が死亡し、お子さんが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合 など

◆新たに手当を受給するための手続き

児童扶養手当を受給するためには、子ども課への申請が必要です。(※この改正により新たに児童扶養手当の対象となる人を市では把握できないため、個別にご案内ができません。該当するか不明な場合は必ずお問い合わせください。)

◆支給開始日

手当は申請の翌月分から支給開始となります。ただし、これまで公的年金を受給していたことにより児童扶養手当を受給できなかった人のうち、平成26年12月1日時点で支給要件を満たしている人が、平成27年3月までに申請した場合は、平成26年12月分の手当から受給できます。

※平成26年12月～平成27年3月分の手当は、平成27年4月に支払われます。

■問い合わせ 子ども課子ども支援係 ☎21-0288

